

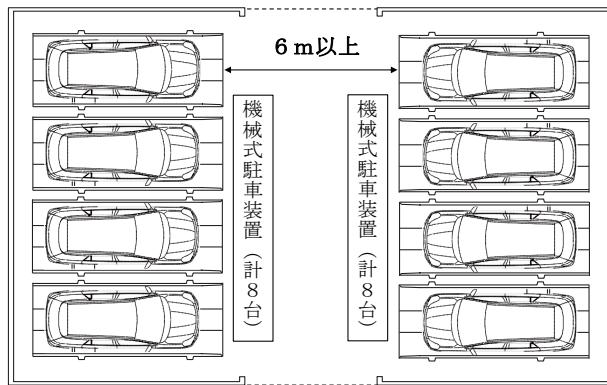
第6 機械式駐車装置の取扱い

1 消防用設備等の設置単位について

令第13条第1項の表中「昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの」の収容台数の算定方法は、次によること。

- (1) 多段方式の機械式駐車装置（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもの）をいい、工作物に限る。以下この第6において同じ。）を単独で設置した場合は、当該機械式駐車装置の収容台数とすること。
- (2) 複数の機械式駐車装置を近接して設置した場合は、それぞれの収容台数の合計数とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該部分ごとに収容台数を算定するものとする。この場合において、当該部分ごとの収容台数が10未満となる場合は、令第13条の規定の適用を受けないものとする。

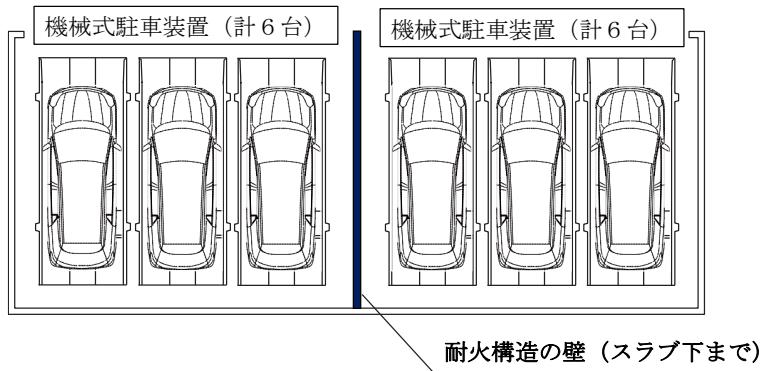
ア 機械式駐車装置相互間の距離が6m以上となる場合（第6-1図参照）



＜第6-1図＞

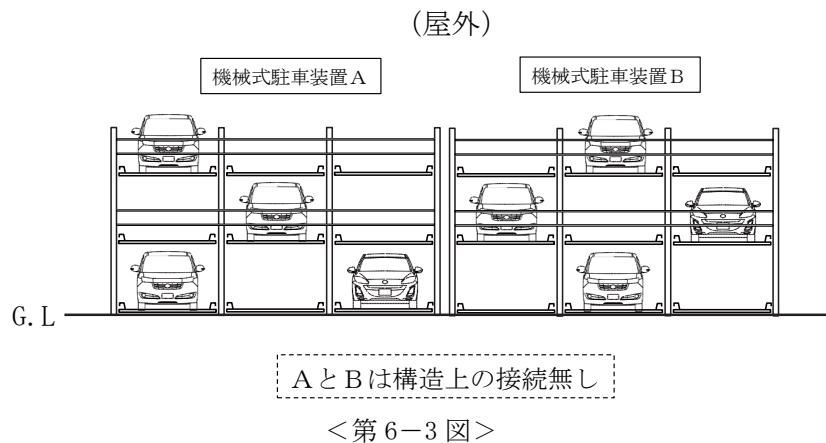
イ 開口部のない耐火構造（1時間耐火）の壁により有効な延焼防止措置がなされている場合（第6-2図参照）

＜防火対象物内に収納される例＞



＜第6-2図＞

ウ 屋外に設置されている場合で、各機械式駐車装置が構造上接続されていないもの（第6-3図参照）



2 消火設備について

開放式の機械式駐車装置には、移動式粉末消火設備を次により設置することができる。

なお、第9「水噴霧消火設備等の設置に関する取扱い」1（移動式のものとすることができる場所）に適合する防火対象物の内部に設ける場合は、地下ピットとなる部分は2段までに限るものとする。

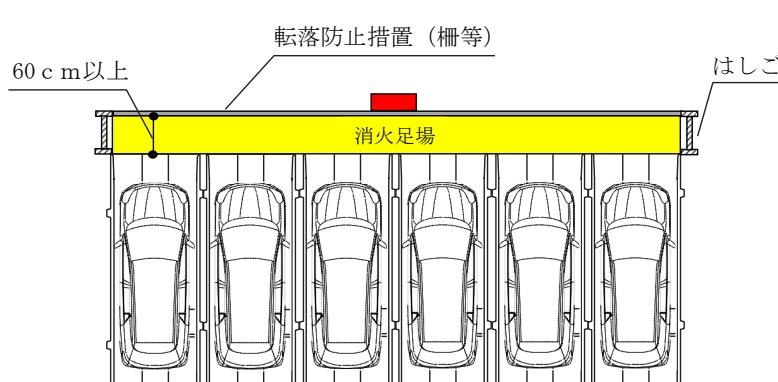
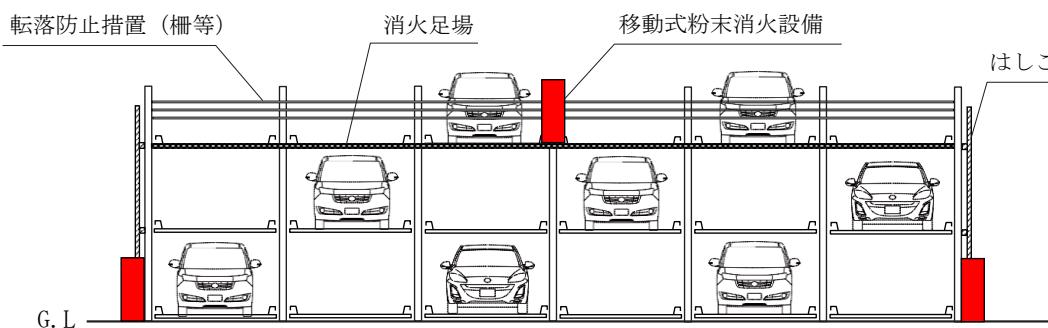
(1) 地上部分については、次によること。（第6-4、5図参照）

全ての車両の直近に容易に到達でき、令第18条第2号に規定する距離により有効に放射できるよう、次の全てに適合する消火足場を各段に設けること。

なお、各段に設置しなくとも全ての車両に有効に放射できる場合には、2段毎に設置することができるものとする。

ア 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。

イ 消火足場の有効幅員は60cm以上とし、柵を設ける等転落防止措置を講じること。



(2) 地下ピット部分については、地上部分に設置した移動式粉末消火設備により有効に放射できるよう、次によること。
(第6-6<第6-7図>)

ア 地下1段部分

(ア) 車両1台当たりのパレットにノズル差込口を2箇所以上対角線になるよう設置すること。

(イ) ノズル差込口には、地下1段部分の消火口である旨の表示をすること。

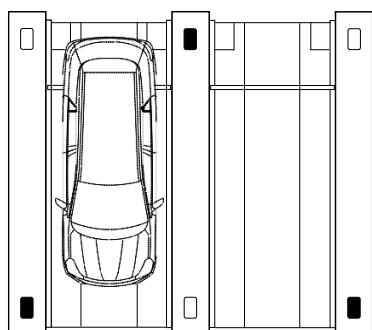
イ 地下2段部分

(ア) 車両1台当たりのパレットにノズル差込口及び消火用配管を2箇所以上対角線になるよう設置すること。

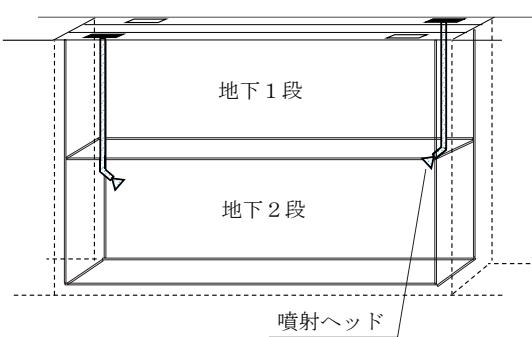
(イ) ノズル差込口には、地下2段部分の消火口である旨の表示をすること。

(ウ) 消火用配管は、鋼管とすること。

(エ) 放出口は、噴射ヘッド方式とすること。



<第6-6図>

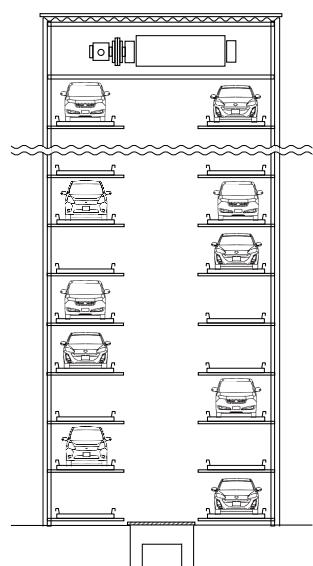


<第6-7図>

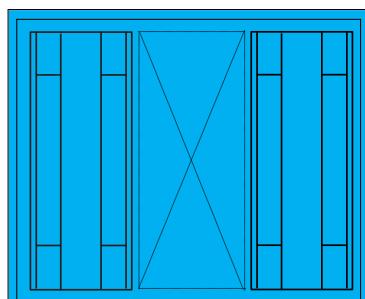
3 床面積の取扱いについて

機械式駐車装置が設置されている立体自動車車庫等（建築物の一部に当該機械式駐車装置を設置した場合を含む。）は、当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積として算入すること。（第6-8図参照）

断面図



中段平面図



床面積 → 部分

<第6-8図>